

# -ガス料金（基準単位料金）の調整のお知らせ-

- 令和8年3月から令和8年5月までの財務省発表の貿易統計に基づくLNG及びLPGの3か月平均価格が確定いたしましたので、原料費調整制度に基づき基準単位料金を調整いたします。
- 調整後のガス料金表（45MJ）**  
原料価格の変動により算定した料金表は下記のとおりです。  
なお、この料金表は令和8年8月の検針分に適用されます。

令和8年8月分（7月使用・8月検針分）のガス料金から、国の電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金による値引きが反映されています。

※8、10月検針分＝14.0円/m<sup>3</sup>、9月検針分＝18.0円/m<sup>3</sup>の値引き。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/business>)

(消費税込)

契約種別		基本料金 (円/月)	流量基本料金 (円/m <sup>3</sup> )	調整単位料金 (8月分) (円/m <sup>3</sup> ) ※△14円/m <sup>3</sup> 値引き	調整単位料金 (7月分) (円/m <sup>3</sup> )
一般契約	料金表A	572.00円	—	123.56円	134.53円
	料金表B	649.00円	—	119.28円	130.25円
	料金表C	1,130.80円	—	117.55円	128.52円
小型空調契約	1種	冬期	2,750.00円	—	—
		その他期	2,750.00円	—	84.22円
	2種	冬期	990.00円	—	—
		その他期	990.00円	—	88.62円
空調夏期契約	1種	45,100.00円	342.10円	88.29円	99.26円
	2種	12,100.00円	342.10円	97.09円	108.06円
	3種	1,980.00円	342.10円	105.19円	116.16円

- ・小型空調契約 冬期：12月～3月 その他期：4月～11月
- ・空調夏期契約 12月～3月は一般契約に適用する料金表に準拠
- ・一般契約料金表

料金表区分	使用量
料金表A	0m <sup>3</sup> から18m <sup>3</sup> までの場合
料金表B	18m <sup>3</sup> を超え279m <sup>3</sup> までの場合
料金表C	279m <sup>3</sup> を超える場合

## 4. 標準家庭における影響

(消費税込)

1か月のご使用量 30m <sup>3</sup> (45MJ/m <sup>3</sup> )	令和8年8月分	令和8年7月分	増減 (増減率)
適用料金(円/月)	4,227	4,556	-329円 (-7.2%)

※上記ガス料金算定式(一般契約料金表B適用): ガス料金(小数点以下切捨て) = 基本料金 + (使用量 × 調整単位料金)

※標準家庭料金は、ご家庭1件の1か月当たりの平均使用量(平成28年度～令和2年度の5か年平均＝30m<sup>3</sup>)に基づき算出しています。

習志野市企業局 令和8年6月